

公益財団法人鈴木謙三記念医科学応用研究財団

役員及び評議員等の報酬並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規定は、公益財団法人鈴木謙三記念医科学応用研究財団（以下「本財団」という。）定款第13条第3項（評議員に対する報酬等）第27条（役員に対する報酬等）第28条4項（顧問及び相談役に対する報酬等）の規程に基づき、この法人の理事、監事（以下「役員」という。）及び評議員並びに選考委員、顧問、相談役（以下「評議員等」という）の報酬の額及びその支給基準について定めることを目的とする。

(報酬等の基準)

- 第2条 役員及び評議員等の年間の報酬支給額は、以下のとおりとする。
- (1) 役員全体への総額は、700万円以内
 - (2) 評議員全体への総額は、500万円以内
 - (3) 相談役並びに顧問全体への総額は、100万円以内
 - (4) 選考委員全体への総額は、500万円以内
- 2 役員及び評議員等には、月額報酬は支給しない。
ただし常勤の理事（常勤とは、本財団を主たる勤務場所として週3日以上を勤務することをいう）には、評議員会の決議によって定められた総額の範囲以内において報酬月額を支給することができる。
支給報酬月額は、理事会で決定するものとする。
- 3 前条の常勤以外の役員及び評議員等が、本財団の理事会、評議員会、贈呈式、学術講演会、監査、選考委員会に出席したときは、報酬を支給する。
ただし、同一の日に重複して上記会議等に出席しても、1日分とする。
- 4 前項の報酬の額は、1日につき5万円（税金含まず）とする。

(旅費交通費の支給)

第3条 第1条の役員及び評議員等が遠隔地から理事会及び評議員会等に出席する場合には、本財団の出張旅費規程に定める基準に従い、その費用を支給することができる。

(支給方法)

第4条 第2条の報酬額及び前条の旅費交通費は、理事会及び評議員会等に出席する都度、現金により支給する。

(退任謝金)

第5条 役員、評議員、選考委員、顧問、相談役の退任謝金は、別に定める退任謝金支給規程に従ってこれを支給することができる。
ただし、役員及び評議員等の年間の退任謝金の総支給金額は、第2条第1項に定める範囲内とする。

(費用)

第6条 本財団は、役員及び評議員等がその職務の執行に当たって支出し負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第7条 本財団はこの規程を、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

第8条 この規程の変更は、評議員会の決議により行なうものとする。

附則

この規程は、公益財団法人鈴木謙三記念医科学応用研究財団の設立の登記の日から施行する。

(平成23年4月 1日制定)

(平成31年4月 1日改正)